

## EU 加盟国が Reach 規則における PFHxA 規制草案に賛成



EU 加盟国は、2024 年 2 月 29 日に開催された欧州委員会の REACH 委員会において、PFHxA とその塩および関連物質を制限すること（規則(EC) No 1907/2006 の附属書 XVII に追加）に賛成しました。

規制案の内容の一部として、均質材料において、PFHxA およびその塩の合計で 25ppb 以上、または PFHxA 関連物質の合計で 1000ppb 以上の濃度で、上市または使用してはならない対象として、一般消費者向けの衣料品および関連アクセサリーに含まれる織物、皮革、毛皮や一般消費者向けの履物、規則(EC) No 1935/2004 の範囲内で食品接触材料として使用される紙および段ボール等が挙げられています。

この規則草案は今後、欧州委員会が採択する前に、欧州議会と理事会による 3 ヶ月間の精査を受けることとなります。

当社では、PFHxA 等の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 2024 年 3 月 6 日付 ECHA Weekly

有機分析箇所 長谷川知草

